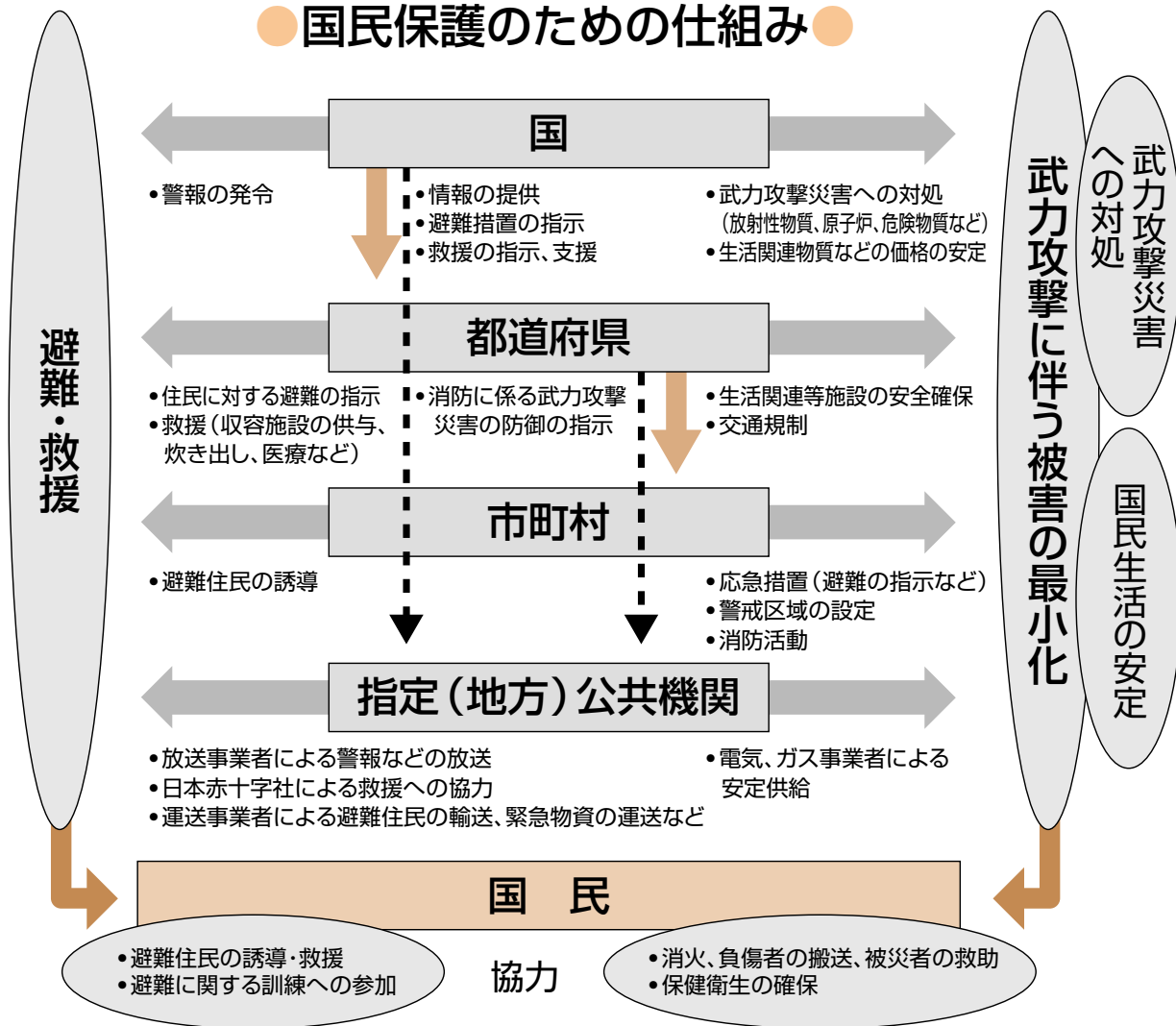




● 国民保護のための仕組み ●



武力攻撃やテロなどが発生し避難する場合において、地震などの災害と同じように、

日頃からの備え

具体的には、避難や救援のために必要な土地、建物の使用、衣料品や食品などの保管、売り渡し、医療関係者の医療従事などが定められています。

松前町では、今年、国民保護法に定められている「国民保護協議会条例」、「国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」、「災害派遣手当に関する条例」を制定しました。

今後は、国が策定した「基本指針」、愛媛県が策定した「国民保護計画」などに基づき、今年度中に、松前町国民保護計画を策定する予定です。策定にあたっては、松前町国民保護協議会を設置し、広く意見を求めていますので、ご理解とご協力をお願いします。

松前町の今後の取組み

尊重され、さらに国民の権利を制限する場合でも、必要最小限で公正で適正な手続きで行われます。

日頃から、飲料水や食品、ヘルメット、懐中電灯などの非常持ち出し品や、数日間を自足できるための備蓄品を備えておきましょう。

数日間を自足できるようにするための備蓄品 (3日間が目安)

- 飲料水 9リットル (1日3リットル)
- ご飯(アルファ米) 4〜5食分
- ビスケット 1〜2箱
- 板チョコ 2〜3枚
- 缶詰 2〜3個
- 下着 2〜3組
- 衣類 セーターなど

※アルファ米 一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食として活用できる。



問い合わせ

役場総務課庶務係

☎ 985-4103